

# 戸別所得補償制度について

## 説明します

戸別所得補償制度とは...

農業従事者の高齢化、担い手の不足、農業所得の激減な

ど、農業をめぐる厳しい環境の中でも意欲をもって農業に取り組める環境を作り、水田の有効活用や自給率の向上を目的として平成二十三年四月に導入される制度です。

本格実施に向けて、平成二十二年四月から二つのモデル事業がスタートしました。



ひとつは、「米戸別所得補償モデル事業」です。これは、米の生産数量目標に従って生産する販売農家等に対して、主食用米の作付面積十<sup>㍓</sup>あたり一万五千円を定額交付し、さらに米の価格が下落した場合は追加の補てんも行います。もうひとつは、水

田利活用自給力向上事業」です。これは、水田で麦・大豆等を生産する農家に、主食用米と同等の所得を確保できる支援を行います。二つの事業について、もう少し詳しく説明します。

### 米戸別所得補償モデル事業

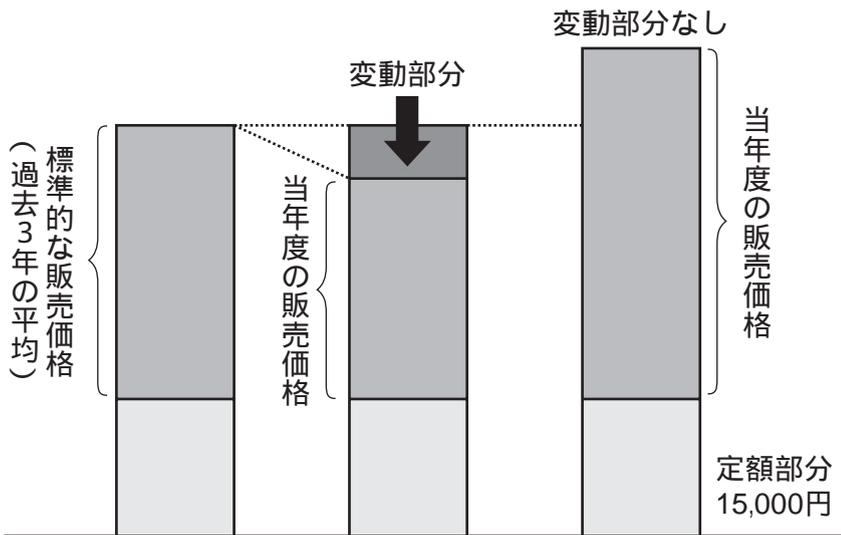
交付対象者

「生産数量目標」の範囲内で主食用米の生産を行った販売農家・集落営農（水稲共済加入者）が対象となります。

交付対象面積

主食用米の作付面積から、自家飯米・縁故米用に供される分として、一律十<sup>㍓</sup>を差し引いた面積となります。

### 定額部分と変動部分について 下図を参考にしてください



交付単価（全国一律）  
《定額部分 十<sup>㍓</sup>あたり》  
一万五千円

《変動部分 十<sup>㍓</sup>あたり》  
二十二年産の販売価格が、過去三年間の販売価格を下回った場合にその差額を基に算定します。



# 水田利活用 自給力向上事業

交付対象者  
水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家が対象となります。

交付対象面積  
水田で交付対象となる作物を作付けしている面積となります。

激変緩和措置  
これまで取り組んできた団地化・集団化など、地域での生産体制を維持するために、交付単価が現行の産地確立交付金などこれまでの対策に比べて減少する地域において交付額の調整を行います。



交付単価(全国一律)

作物	単価(10 <sup>ア</sup> あたり)
麦・大豆・飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米等)	80,000円
そば・なたね・加工用米	20,000円
その他作物	県で単価を設定します。(10,000円) 枝豆・いちご・西洋ナシ・ゆり切り花 11,500円(検討中) 地力増進作物・景観形成作物 6,000円(検討中)
二毛作助成	15,000円

